

令和 6 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 2 回 臨時 会 会 議 録

令和 6 年 8 月 9 日 開 会

令和 6 年 8 月 9 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録目次

8月9日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第 9号 高規格救急自動車の取得について	6
○日程第 5 議案第 10号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について	9
○日程第 6 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算）	12
○閉 会	13

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録

令和6年8月9日（金曜日）

○議事日程

令和6年8月9日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第 9号 高規格救急自動車の取得について

日程第 5 議案第10号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第 6 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度御殿場市・
小山町広域行政組合一般会計予算）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1 番 林 義 浩 君	2 番 川 上 秀 範 君
3 番 田 代 耕 一 君	5 番 勝間田 幹 也 君
6 番 石 原 和 美 君	7 番 牧 野 恵 一 君
8 番 永 井 誠 一 君	10 番 藺 田 豊 造 君
11 番 神 野 義 孝 君	12 番 臼 井 光 昭 君
13 番 小 林 恵美子 君	14 番 鈴 木 豊 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者

管 理 者	勝 又 正 美 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	田 代 明 人 君
会 計 管 理 者	勝間田 守 正 君
事 務 局 長	鎌 野 武 君
消 防 長	外 山 貴 彦 君
庶 務 課 長	梶 茂 樹 君
庶 務 課 技 監	池 田 浩 一 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 修 一 君
事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君

消防次長兼消防総務課長	芹澤良信君
予防課長	伊倉博一君
通信指令課長	小澤秀宗君
救急課長	井上博昭君
御殿場消防署長	野木幹雅君
小山消防署長	杉本敏行君
御殿場市副市長	良知淳子君
御殿場市企画戦略部長	沓間信幸君
御殿場市総務部長	小林和樹君
御殿場市環境市民部長	井上史代君
小山町副町長	室伏博行君
小山町企画総務部長	長田忠典君
小山町くらし環境課長	鈴木新一君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加藤貴大
庶務課総務スタッフ主幹	竹内みずほ
庶務課総務スタッフ主任	勝又良太
庶務課総務スタッフ副主任	曾根綾乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を開会いたします。

この際、先の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会において、御殿場市・小山町広域行政組合副管理者に選任同意をされました、田代明人御殿場市副市長から発言を求められていますので、これを許可します。

田代副管理者。

○副管理者（田代明人君）

議案審議前の貴重なお時間をいただきまして、誠に恐縮でございますが、一言御挨拶を申し上げます。

この4月より、御殿場市・小山町広域行政組合の副管理者に就任をいたしました、田代明人でございます。御殿場市の副市長を務めております。どうぞよろしくお願ひいた

します。

当組合におきましては、小山消防署の建設、そして富士岡分署の建設など、大きな事業がございます。また、それぞれの様々な施設の維持管理、あるいは長寿命化など、大きな課題もあるところでございます。それらに対しまして、副管理者として管理者を支えながら、しっかり職務に適切に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様への御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林恵美子君）

ありがとうございました。田代副市長におかれましては、組合の副管理者として、今後の組合の発展のために御尽力いただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（小林恵美子君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、8番 永井誠一議員、10番 藪田豊造議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（小林恵美子君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和6年第2回臨時会の会期は、本日8月9日の1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、第2回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（小林恵美子君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第9号及び議案第10号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、契約案2件でございます。

議案第9号「高規格救急自動車の取得について」及び議案第10号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」の2案につきましては、小山消防署に配備しております高規格救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新すべく、過日、入札に付しましたところ、予定価格がいずれも2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

日程第4 議案第9号「高規格救急自動車の取得について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（外山貴彦君）

ただいま議題となりました、議案第9号「高規格救急自動車の取得について」説明いたします。

初めに、資料1、議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、平成24年度に取得いたしました救急車の老朽化に伴い、国及び県の補助金を受けて購入するものでございます。

去る7月19日に、3社による指名競争入札の結果、静岡トヨタ自動車株式会社法人営業部が落札し、7月22日に仮契約の締結をいたしました。その予定価格が2,000万円以上であったため、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

概要につきましては、資料3、議案資料の1ページを御覧ください。

配備先は、小山消防署です。

今回購入する車両も、基本的には近年購入した救急車と同様の仕様です。

主要諸元ですが、4輪駆動の救急車専用シャーシ、トランスミッションはオートマチックで、乗車定員は7名となっており、車両のサイズ等につきましては、ここに記載のとおりです。

主な装備につきましては、傷病者を乗せるストレッチャーや、救急機器を収容する収納庫などです。

納期は、令和7年3月14日を予定しています。

以上で、内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番 藺田豊造です。私は、今議会に提出されている議案第9号「高規格救急自動車の取得について」数点お伺いします。

まず、この救急車は、小山消防署に配備されるものと伺っております。現在、小山消防署には、平成25年に1台、高規格救急自動車が配備されています。

そこで、1点目として、今回の取得の目的に伴い、守備の増強、また人数増加はあるのかをお伺いします。また、働き方改革に伴うものも対応を迫られていると思いますが、それを含めて職員の増員について、併せてお伺いします。

2点目に、高規格救急自動車の更新年数や、また更新の目安となる走行距離についてお伺いします。

3点目として、車両の取得財源、起債の償還方法などについてお伺いします。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

消防総務課長。

○消防総務課長（芹澤良信君）

ただいまの3件の質問について、お答えします。

まず1点目の高規格救急自動車の取得に伴う守備の増強、人数増についてですが、小山消防署に配備する高規格救急自動車は車両の老朽化に伴い購入するもので、当取得事業に係る消防力の増強及び職員の増員はございません。しかし、今後は、管轄人口の高齢化による救急需要の増加が見込まれており、新東名高速道路の全線開通や小山消防署の移転により管轄範囲は拡大しますので、小山消防署への高規格救急自動車の増車及びそれに伴う職員の増員、また、働き方改革への対応による職員の増員を含めて消防力を強化していく計画でございます。

次に、2点目の高規格救急自動車の車両更新の年数についてですが、車両更新につきましては更新基準を作成し、この基準に基づき更新計画を策定しております。車種によ

り更新年数に違いはございますが、高規格救急自動車につきましては、9年経過又は20万キロ走行の基準で更新を計画しております。

最後に、3点目の取得車両の財源、起債の償還方法についてですが、財源につきましては、国から緊急消防援助隊設備整備費補助金として基準額2,029万1,000円の2分の1、更に県から地震・津波対策等減災交付金より国庫採択事業に対する補助金として同基準額の6分の1、国と県を合わせた1,352万6,000円を補助金として充当いたします。

起債として、一般補助施設整備事業に対する起債を活用し、充当率は90%です。補助金及び起債以外が一般財源となります。

償還方法につきましては、償還年数を10年、据置き2年としております。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

再質問させていただきます。

救急車の出動回数が年々増えている中、高規格救急自動車の取得に伴い古い救急車をただ廃止するだけでなく、これらの有効的再利用をどう考えているかをお伺いします。

○議長（小林恵美子君）

消防総務課長。

○消防総務課長（芹澤良信君）

ただいまの質問についてお答えします。

当高規格救急自動車取得事業による旧車両の有効的再利用についてですが、現在各所属で運用している高規格救急自動車の車検等による整備時の代車として、また、救急需要の増加に伴う救急隊全隊出動時や、令和4年に須走ふじあざみラインで発生したような多数傷病者発生時等への対応車両として、旧車両は廃車にすることなく御殿場消防署に配備し、補完的な運用をしていきたいと考えております。

今後もシャーシ、エンジン、積載資機材の耐用年数等を総合的に判断し、救急需要の増加に対応できるよう、旧車両の有効利用を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第9号「高規格救急自動車の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第5 議案第10号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（外山貴彦君）

ただいま議題となりました、議案第10号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」説明いたします。

初めに、資料1、議案書の2ページをお願いいたします。

本案は、平成18年度に取得いたしました水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、県補助を受けて更新するものでございます。

去る7月19日に、6社による指名競争入札の結果、株式会社畠山ポンプ製作所が落札し、7月22日に仮契約の締結をいたしました。その予定価格が2,000万円以上であったため、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

概要につきましては、資料3、議案資料の2ページを御覧ください。

配備先は、小山消防署です。

車両の主要諸元は、4輪駆動の低床型消防専用シャーシ、マニュアルトランスミッションで、乗車定員は5名となっており、車両のサイズ等につきましては、ここに記載のとおりです。

主な装備につきましては、ホース延長資機材・発電機及び照明器具・3連はしご・空気呼吸器などです。

納期は、近年の社会情勢により年度内での納車が困難なため、債務負担行為を設定し、令和8年3月19日を予定しています。

以上で内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員。

○10番（藺田豊造君）

10番 藺田豊造です。議案第10号「水槽付ポンプ自動車の取得について」数点お伺いします。

まず、小山町には、平成19年に水槽付ポンプ自動車が配備されていましたが、今回、老朽化による更新と伺っております。

そこで、1点目として、水槽付ポンプ自動車の機能については、一般的に知られていると思いますが、運用方法についてはあまり知られていません。実践でどのように運用されているのかをお伺いします。

2点目として、水槽付ポンプ自動車の更新年数についてお伺いします。

3点目として、9号議案についても同じような質問をしましたがけれども、取得財源、起債の償還方法についてお願いたします。

これは、お答えくださらなくても結構ですけれども、小山町内においても、5階建て建物が29棟あります。これらを考えますと、もうはしご付ポンプ自動車も必要だと思いますので、御一考願えればありがたいと思います。これについては、お答えくださらなくても結構です。

以上です。

○議長（小林恵美子君）

消防総務課長。

○消防総務課長（芹澤良信君）

ただいまの3件の質問について、お答えします。

まず、1点目の水槽付消防ポンプ自動車の運用についてですが、小山消防署には2台の消防ポンプ自動車を配備し、その内1台を水槽付消防ポンプ自動車とし、火災時には2台の連携による運用を行っております。運用方法につきましては、水槽付消防ポンプ自動車は消火対象の直近に配置し、積載した水を使い直ちに放水を開始します。その間、後着隊の消防ポンプ自動車は消火栓等の水利を得られる箇所に配置し、水槽付消防ポンプ自動車へ中継送水することにより、絶え間ない消火活動を行っております。

次に、2点目の水槽付消防ポンプ自動車の更新年数につきましては、基本的に15年経過の基準で更新を計画しております。

最後に、3点目の水槽付消防ポンプ自動車の財源、起債の償還方法についてですが、財源につきましては、県補助金として地震・津波対策等減災交付金の審査会メニューを活用し、限度額の1,000万円を充当いたします。

起債として、一般補助施設整備事業に対する起債を活用し、充当率は90%です。補助金及び起債以外が一般財源となります。

償還方法につきましては、償還年数を12年、据置きを2年と予定しております。

以上でございます。

○議長（小林恵美子君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第10号「水槽付消防ポンプ自動車の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小林恵美子君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小林恵美子君)

日程第6 報告第2号「繰越明許費繰越計算書について(令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算)」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野 武君)

ただいま議題となりました、報告第2号につきまして、御説明いたします。

資料2、報告書を御用意いただき、1ページをお開きください。

令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次のページをお願いいたします。

この繰越計算書に掲載の事業につきましては、既に前年度の広域行政組合議会において、工期の不足などを理由に、年度内に完了する見込みがない事業として、繰越明許費の議決をいただいているもので、令和5年度の終了に伴い、令和6年度への繰越額が確定しましたので、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

繰越計算書に掲載の、4款1項御殿場消防署救助工作車更新整備事業は、救助工作車の導入に当たり、半導体不足や社会情勢等の影響により、年度内の取得が見込めず繰り越ししたもので、完了は令和6年12月末を予定しております。

以上が、繰越明許費の内容です。令和6年度へ繰り越す総額は、3ページの翌年度繰越額の欄に記載のとおり、1億3,962万8,000円で、財源内訳は表に記載のとおりです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(小林恵美子君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(小林恵美子君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

本件は、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 林 恵美子

署名議員 永 井 誠 一

署名議員 菌 田 豊 造